

<別紙1>

公益財団法人群馬慈恵会松井田病院
居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）のご案内
（重要事項説明書 2024年4月1日現在）

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	公益財団法人群馬慈恵会
所在地	〒379-0221 群馬県安中市松井田町新堀 1300-1
代表者名	理事長 高橋 好一
設立年月日	昭和26年2月13日
電話番号	027-393-1301

2. 事業所の概要

事業所の名称	松井田病院
サービスの種類	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
所在地	〒379-0221 群馬県安中市松井田町新堀 1300-1
電話番号	027-393-1301
指定年月日・事業所番号	平成12年4月1日 ・ 1012010052
管理者の氏名	高橋 好一
通常の事業の実施地域	安中市、富岡市、高崎市

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- ・ 医師が行う居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

通院が困難な利用者に対して、医師がその居宅を訪問し、計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援事業者等に居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供並びに利用者若しくはその家族等に居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法について指導・助言を行う。

5. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
平日（月、火、水、木、金）	午前9時～午後6時
土曜日	午前9時～午後5時

※日曜日・祝日・年末年始（12月31日～1月3日）は休日

6. 従事者の職員体制

医 師	常勤 3人以上、非常勤 1人以上
-----	------------------

7. 利用料金

(1) サービス利用料

【居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導） 医師が行う場合】

サービスの種類	利用料金（単位数）	
居宅療養管理指導（Ⅰ） （介護予防含む） ※（Ⅱ）以外の場合に算定	単一建物居住者1人	515単位/回（月2回を限度）
	単一建物居住者2～9人	487単位/回（月2回を限度）
	単一建物居住者10人以上	446単位/回（月2回を限度）
居宅療養管理指導（Ⅱ） （介護予防含む） ※「在宅時医学総合管理料または特定施設入居時医学総合管理料」を算定する場合に算定	単一建物居住者1人	299単位/回（月2回を限度）
	単一建物居住者2～9人	287単位/回（月2回を限度）
	単一建物居住者10人以上	260単位/回（月2回を限度）

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の利用料に以下の料金が加算されます。

加算名称	利用料金（単位数）	算定要件
中山間地等における小規模事業所加算	所定単位数の10%を加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が、1月あたり延べ訪問回数が50回以下の小規模事業所である場合

※介護保険の自己負担割合によって費用が異なります。なお、居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）は介護保険サービスの利用限度額（区分支給限度基準額）には含まれません。

※上記サービス提供に要する交通費、サービスを中止した場合のキャンセル料は徴収していません。

※1単位10円となります。

※上記の基本利用料は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(2) 支払い方法

- ・毎月20日頃に、前月分の請求を行いますので、通知後1ヶ月以内にお願います。松井田病院会計窓口にて承っております。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金払いとなります。ご了承ください。

8. 利用に当たっての留意事項

・保険証等の提出

当院の利用の際、健康保険証、介護保険証、介護保険負担割合証、公費の受給資格者証を提出していただき、確認させていただきます。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 高齢者の虐待防止

当院では、高齢者虐待防止法に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止のための委員会を開催し、指針の整備等の措置を講じます。

11. 要望及び苦情等の相談

当事業所相談窓口（松井田病院） 027-393-1301

12. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅療養管理指導の提供が受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。